

仕 様 書

1 件 名 江戸川区健康増進計画・第2次食育推進計画調査分析業務委託

2 世論調査の概要

- (1) 調査地域 江戸川区全域
- (2) 調査対象者 江戸川区内に居住する20歳以上の男女
- (3) 標本数 3,000人(内 外国人100人程度の見込み)
- (4) 抽出法 江戸川区住民基本台帳から無作為抽出
- (5) 調査手法

郵送により江戸川区健康増進計画・第2次食育推進計画調査票(以下「調査票」という。)及び江戸川区(以下「区」という。)が指定する食生活実態(BDHQ)質問票(以下「BDHQ質問票」という。)の2種類を送付する。

また、BDHQ質問票にある設問全てに回答した対象者には、後日、受託者より診断結果等を送付する。

- (6) 調査項目数 調査票：50問程度 BDHQ質問票：70問程度

3 契約期間

契約確定日から令和9年3月31日(水)

4 業務概要

- (1) 江戸川区健康増進計画・第2次食育推進計画の調査及び分析、報告書作成
受託者において調査票を作成し、調査対象者へ郵送等による送付・回収を行い、調査結果を集計・分析した報告書を作成する。
- (2) 江戸川区食生活実態調査・集計、結果送付
受託者において調達したBDHQ質問票のID記載欄【ID 1】に(1)と共通のIDを記入し、記入説明書とともに(1)の調査票に同封して送付・回収を行う。回収したBDHQ質問票を集計し、集計完了後にBDHQ質問票原本及び集計結果データを区へ提出する。提出後、対象者に診断結果及び啓発リーフレット等を郵送する。

5 契約作業内容

(1) 作業計画書の提出

実施体制・作業工程及び日程等について、受託者が作業計画書を作成し、区へ提出する。

(2) 区から提示される調査内容項目をもとに企画・調整し、区と協議のうえで受託者が調査票(案)を作成する。

(3) 調査の準備

①調査対象者の抽出

- ・ 標本抽出については区が行う。
- ・ 区は I D を附番した対象者の宛名シール、回収のための調査対象者リスト(紙媒体)を受託者へ提供する。

②調査票・封筒等の作成、BDHQ質問票及び記入説明書の調達、発送準備

ア 調査票の仕様

- ・ 印刷部数 3,000 部
- ・ A4 版 1 色刷り
- ・ 区から提供される宛名シールに附番されている I D を付加すること。また、受託者で調達する BDHQ 質問票の指定箇所にも同 I D を記載すること。

イ 調査票及びBDHQ記入説明書の種類

日本語ルビ無し版、日本語ルビ付き版の2種類を作成

- ・ 日本語ルビ無し版(日本人配布用調査票) 2,900 部
- ・ 日本語ルビ付き版(外国人配布用調査票) 100 部
- ・ 日本語ルビ付き版【BDHQ記入説明書】(外国人配布用) 100 部

※受託者で作成するのは上記3種類を予定しているが、それぞれにおいて、区が良いと判断する提案が受託者からあった場合、区と受託者で協議のうえ決定する。

ウ 送付用封筒(角2)の作成: 3,000 枚

エ 返信用封筒(角2テープ付)の作成: 3,000 枚

オ BDHQ診断結果送付用封筒(角2テープ付)の作成: 1,500 枚

カ 対象者宛の協力依頼文の作成(A4版・1色刷り・再生紙): 3,000 枚

キ 上記の他に予備者への送付分を別途一式用意すること。

③発送準備

上記②ウの封筒にIDが附番された対象者の宛名シールを貼り付け、宛名シールにあるIDと同番号のイ・エ・カ（同封順不同）、宛名シールにあるIDと同番号を記入したBDHQ質問票と記入説明書を封入封緘する。

※日本人、外国人にそれぞれの調査票・BDHQ記入説明書を送付すること。

(4) 調査の実施（令和8年8月～9月予定）

①対象者に調査票及びBDHQ質問票等一式を郵送する。

②調査票送付後、転出、死亡等が判明し調査依頼ができない場合は、必要に応じて、区が抽出した予備者へ調査票を送付する。

③調査票の回収

返信用封筒による回収とし、回収率35%を目標とする。

④郵送に関わる料金等も含め、上記の他に本業務遂行に必要な経費は受託者が負担するものとする。

※その他、回答及び回収方法については、区が良いと判断する提案が受託者からあった場合、区と受託者で協議のうえ決定する。

(5) 調査票の集計

①集計プログラムの作成、調査票等のチェック・データ入力

②単純集計

③クロス集計（属性項目とのクロス集計については基本的に全て行う。）

(6) 調査結果の分析

①単純分析のほか、クロス分析・時系列分析等を行い、回答者の属性・年齢による意識の相違・健康への関心の変化などを明らかにすること。また、関係する国・都の計画や、本区の計画及び取組、社会的状況等の要因を踏まえ、これらの調査結果を分析すること。

②その他データの分析方法については、区と受託者間で協議する。

③受託者は分析状況について逐次報告・説明を行うこと。

(7) BDHQ質問票の集計・結果の送付

①返信されてきたBDHQ質問票の集計・診断結果の作成作業と併せて、全ての質問に回答した対象者IDを区に報告し、診断結果送付文及び啓発リーフレット、送付対象者宛名シールを受領する。

②診断結果送付用封筒に①の宛名シールを貼り付けて、診断結果送付文・診断結

果及び啓発リーフレットを郵送する。

※診断結果により同封する啓発リーフレットの内容及び枚数は変動する場合があります。

6 再委託等の制限

受託者は、業務の全部または主要な部分を一括して再委託もしくは請け負わせてはならない。ただし、BDHQ質問票の回答入力・栄養価等算出・診断結果の作成に関しては、この限りではない。

7 成果品及び区提供物の返却について

(1) 報告書の作成

本調査の集計をとりまとめ、設問ごとに考察が得られる分析結果等を付加した報告書を作成し納品すること。

①調査の概要・調査結果の要約・調査結果の分析・集計表等で構成し、原稿作成・分析は、グラフ・表を活用すること。また、国・都・区の健康関連計画等の観点を踏まえて作成することとし、計画改定等に向けた評価と課題を取りまとめること。

②報告書等は電子データで納品すること。電子データの作成については下記ア～オとし、記録媒体はCD-ROMまたはDVD-ROMで2セットとする。

ア 調査票(回収分)入力データ

イ 単純集計、クロス集計データ

ウ 最終集計データ (MS エクセル形式・CSV 形式)

エ 報告書の電子データ (PDF 形式・MS ワード形式)

オ BDHQ質問票(回収分)の集計結果データ (CSV 形式)

(2) 調査票等一式の提出

回収した調査票等一式(郵送不能で返戻されたものを含む)や集計済みのBDHQ質問票(原本)、その他個人情報が含まれるものについては回答状況に関わらず区へ提出すること。

(3) 区より提供のあった紙媒体(対象者の宛名シール・リスト等)については、未使用分も含め契約期間満了日までにすべて区に返却すること。

8 成果品の権利及び利用

- (1) 本業務において制作された成果品に係る著作権、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、全て区に帰属するものとし、区は、区広報物への使用等、二次利用できるものとする。ただし、成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合は、受託者が当該第三者に承諾を得るものとする。
- (2) 本業務により得られる成果品の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、区と受託者において別途協議のうえ、決定するものとする。

9 支払方法

受託者は契約履行後、完了報告書により本契約の完了の旨を区へ報告するものとし、区は報告書等の内容を確認のうえ、受託者からの請求書受領後に一括で支払うものとする。

10 その他

- (1) 受託者は、この契約の履行に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。なお、個人情報の取り扱いについては、本仕様及び「個人情報の保護に関する特約条項」の規定を遵守し、秘密の保持を厳守し、事故のないよう留意しなければならない。
- (2) 本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には速やかに提示または提出すること。
- (3) 受託者は、従事者に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法その他法令を遵守すること。
- (4) 最低賃金（毎年10月頃の改正により最低賃金額が改正された場合は、当該改

正後の最低賃金)以上の額を労働者に支払うこと。

- (5) 調査実施中にトラブルが発生した場合は速やかに区に報告し、対応を区と協議すること。
- (6) 受託者は、業務期間中、区又は第三者に害を及ぼした場合、区又は第三者に責めがある場合を除き、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 労働災害時の保険の適用は、受託者の保険を適用すること。
- (8) 本仕様書に疑義がある場合若しくは本仕様書に定めのない事項については、事前に区と受託者で協議のうえ決定する。